

平成 20 年度 長野市保育料について

1. 保育料の算定基礎である税制の動き

保育料は入所児童の家庭の所得状況に応じて負担していただく応能負担です。

この家庭の所得状況は、前年分の所得税の額により判定しますが、近年、社会情勢の変化等に伴う税制改正が行なわれており、仮に、毎年同じ収入であった場合でも所得税額は変化しております。

■ 平成 19 年度の改正内容

- ・ 所得税定率減税の廃止
- ・ 三位一体改革における税源移譲の実施により所得税(国税)の一部を住民税(地方税)に移し替えられ、所得税が減り、住民税が増えた。(総負担はそのまま)

本来の所得税	実際に負担する所得税			
	H17 まで (定率減税 20%)	H18 (定率減税 10%)	H19 (仮) (定率減税廃止)	H19 (実際) 【税源移譲】
80,000	64,000	72,000	(80,000)	40,000
200,000	160,000	180,000	(200,000)	102,500
510,000	408,000	459,000	(510,000)	412,500

2. 保育所徴収金基準額表 (国が示す保育料)

平成 20 年度における国が示す保育料については、平成 19 年 12 月 13 日付の厚生労働省からの事務連絡により以下の方針により改正を予定しています。

- (ア) 所得税定率減税の廃止により所得税額が増加しても保育料は変えない。
- (イ) 税源移譲に伴い、所得税が大幅に減額となるが、それにより保育料が減収とならないように調整する。

◇国の所得税額区分の比較

階層区分	H19 年度の 所得税区分	H20 年度の 所得税区分	保育料 3 歳未満児	保育料 3 歳以上児
	第 4 階層	72,000 円未満	40,000 円未満	30,000 円
第 5 階層	72,000 円以上 180,000 円未満	40,000 円以上 103,000 円未満	44,500 円	41,500 円 (保育単価限度)
第 6 階層	180,000 円以上 459,000 円未満	103,000 円以上 413,000 円未満	61,000 円	58,000 円 (保育単価限度)
第 7 階層	459,000 円以上	413,000 円以上	80,000 円 (保育単価限度)	77,000 円 (保育単価限度)

保育料額は変更なし

3. 市の保育料

これまで、市の保育料については社会福祉審議会に諮問し、児童福祉専門分科会において国の動向を見ながら決定してきました。

平成 20 年度についても、国の方針は定率減税廃止による保護者への負担増を抑制するものであるため、本市においても子育て世帯への負担軽減を図るため、国の基準に準じて、以下の事項を反映した基準額表を作成したいと考えております。

- (ア) 所得税定率減税の廃止により所得税額が増加しても保育料は変えない。
- (イ) 税源移譲に伴い、所得税が大幅に減額となるが、それにより保育料が減収とならないように調整する。

※ 現状との比較については別紙資料を参照